

2020年4月1日

## 理事候補選挙公示

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会  
理事候補選挙管理委員会

定款第18条第1項に基づき、代議員のうちから選任する理事について、その候補者を予め選出するため、理事候補選挙規程第6条に則り、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の本部理事候補選挙を以下のとおり実施いたします。

### 1. 選挙日程（予定）

4月1日（水）	理事候補選挙公示及び代議員へメール送信
4月1日（水）～6日（月）	立候補受付
4月7日（火）	立候補者公示及び代議員へメール送信
4月7日（火）～4月17日（金）	投票期間
4月18日（土）	開票・会長報告・選挙結果公示
6月13日（土）	第10回定時社員総会にて選任

### 2. 本部理事候補：定数 7名

※2020年2月29日理事会にて理事候補選挙規程を改正

### 3. 理事候補選挙規程（抜粋） ※詳細については会員専用ページに掲載

（選挙人及び被選挙人）

第5条 理事候補選挙の選挙人及び被選挙人は、この選挙が行われる年度の代議員とする。

（候補者の届出）

第7条 委員会は、前条の公示を受けて代議員の中から理事候補への立候補者を募集する。

2 理事候補に立候補する者は、次に掲げる書類を、所定の期日までに郵送または電磁的方法により委員会に提出しなければならない。

- (1) 立候補届
- (2) 経歴（勤務先・役職）
- (3) 活動略歴
- (4) 理事としての所信（200字以内）
- (5) その他委員会が必要と認める書類等

（投票方法）

第8条 本部理事候補選挙の投票は、7名連記無記名投票とする。

2. 第1項の投票において、規定数に満たない投票も有効とする。
3. 同一候補者名を連記したものは、当該候補者について一票の投票があったものとする。
4. 投票は郵送または電磁的方法により、定められた期間内に行うこととする。

(投票の無効)

第9条 次の投票についてはこれを無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を使用していないもの
- (2) 立候補者名の判定ができないもの
- (3) 規定の人数を超える立候補者名を連記したもの
- (4) 立候補者以外の氏名を記入したもの
- (5) 投票期間経過後に到着したもの

(開票)

第10条 理事候補選挙の開票は、委員会が定めた日に、監事立会いのもとで、委員会委員が行う。

2. 開票作業中に発生した疑義は、監事が処理する。

(当選者)

第11条 理事候補選挙の当選者は、得票数の多い者から順に定数に達するまでの者とする。

2. 定数に達する順位の方が複数のときは、委員長が抽選により決定する。
3. 立候補者数が定数を超えていないときは、立候補者全員を無投票当選とする。

(当選者の公示)

第12条 委員会の委員長は、選挙の結果を会長へ報告するとともに代議員へ必要な事項を公示する。この必要な事項とは、当選者及び次点者の氏名及び得票数をいう。

4. その他

会員専用ページにも情報をアップいたします。

ユーザー名：kaiin\_room      パスワード：nacs01

5. お問い合わせ先

理事候補選挙管理委員会    委員長 岩佐 望  
委員 林 勝則、小川 卓実  
電話： 03-6434-1125      F A X : 03-6434-1161  
E-mail : nacs-senkan@nacs.or.jp

以上